	鶏の卵	0.3ppm
	その他の家きんの卵	0.3ppm
	魚介類（さけ目魚類に限る。）	1 ppm

第1のAの6の(1)の表のレピメクチンの項を次のように改める。

レピメクチン	とうもろこし	0.05ppm
	大豆	0.01ppm
	さといも類	0.05ppm
	かんしょ	0.01ppm
	だいこん類の根	0.01ppm
	だいこん類の葉	0.3ppm
	かぶ類の根	0.05ppm
	かぶ類の葉	0.5ppm
	はくさい	0.05ppm
	キャベツ	0.05ppm
	ケール	1 ppm
	こまつな	1 ppm
	きょうな	0.3ppm
	チンゲンサイ	1 ppm
	カリフラワー	0.2ppm
	ブロッコリー	0.05ppm
	その他のあぶらな科野菜	1 ppm
	レタス	1 ppm
	ねぎ	0.01ppm
	トマト	0.3ppm
	ピーマン	0.1ppm
	なす	0.2ppm
	きゅうり	0.1ppm
	メロン類果実	0.01ppm
	ほうれんそう	2 ppm
	えだまめ	0.1ppm
	みかん	0.01ppm
	なつみかんの果実全体	0.03ppm
	レモン	0.1ppm
	オレンジ	0.1ppm
	グレープフルーツ	0.1ppm
	ライム	0.1ppm
	その他のかんきつ類果実	0.1ppm
	りんご	0.2ppm
	日本なし	0.2ppm
	西洋なし	0.2ppm
	もも	0.01ppm
	おうとう	0.2ppm
	いちご	0.5ppm
	ぶどう	0.3ppm
	茶	0.3ppm
	その他のスパイス	0.3ppm
	その他のハーブ	1 ppm
	魚介類	0.02ppm

第1のAの7の(1)の表のイマザピルの項、エトフェンプロックスの項、カスガマイシンの項、シクラスリルの項、ジフルフェニカンの項、トリフルミゾールの項及びピラゾスルフロンエチルの項を削る。

○厚生労働省告示第百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品各条の部沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）の条の次に次の一条を加える。

沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）

1　本質及び性状

本剤は、肺炎球菌莢膜血清型1、4、5、6B、7F、9V、14、18C、19F及び23F（デンマーク式命名法）から抽出した精製莢膜血清型ポリサッカライドをそれぞれ組換えインフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド又はジフテリアトキソイドと共有結合させ、アルミニウム塩を加えて不溶性とした液を混合した液剤である。振り混ぜるとき、均等に白濁する。

2　製法

2.1　原材料

2.1.1　製造用株

肺炎球菌莢膜血清型1、4、5、6B、7F、9V、14、18C、19F及び23Fのそれぞれの株並びに組換えインフルエンザ菌プロテインD産生大腸菌株、破傷風菌Harvard株及びジフテリア菌MDH　#353株を用いる。

2.1.2　培地

肺炎球菌の培養に用いる培地には、人体に高度のアレルギーを起こすおそれのあるものを用いてはならない。

破傷風菌及びジフテリア菌の培地には馬肉、人体に由来する材料、ヒト血液型物質を含む可能性のあるものその他の人体に高度のアレルギーを起こすおそれのあるものを用いてはならない。